

福岡県豊前海区共同漁業権

1

- (1) 免許番号 豊共第1号
- (2) 漁業権者 豊前海北部漁業協同組合、北九州東部漁業協同組合、曾根漁業協同組合、苅田町漁業協同組合、葦島漁業協同組合、行橋市漁業協同組合、豊築漁業協同組合、吉富漁業協同組合
- (3) 免許の内容
- ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	餌むし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ゆむし(いい)漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	もがい漁業	〃
〃	ばかがい(きぬがい)漁業	〃
〃	しおふき漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	てんぐにし漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年4月30日まで
〃	あおのり漁業	11月1日から翌年5月31日まで
〃	いぎす漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おごのり漁業	〃
〃	えごのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	あかもく漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	〃

〃	うなぎ石がま漁業	〃
〃	雑魚底刺網漁業	〃
〃	うなぎ柴づけ漁業	5月15日から10月31日まで
〃	いかかご漁業	3月1日から6月30日まで
〃	あなごかご漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばいかご漁業	〃
〃	うなぎうけ（かご、筒を含む。）漁業	〃

イ 漁場の位置 福岡県、大分両県境界から北九州市門司区大字大久保基点第二号までの地先

ウ 漁場の区域

次の基点第31号、基点第30号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の(ア)から(ネ)までに掲げる区域を除く。

- (ア) 佐井川 築上郡吉富町大字直江、延命堰から上流域
- (イ) 岩岳川 豊前市大字沓川、下ノ田堰から上流域
- (ロ) 真如寺川 築上郡築上町椎田、吾妻橋下流側橋台角から上流域
- (ハ) 城井川 築上郡築上町椎田、浜宮橋下流側橋台角から上流域
- (ニ) 祓川 行橋市大字沓尾、沓尾橋下流側橋台角から上流域
- (ホ) 今川 行橋市大字金星、今川可動堰（今川ダム）の下流 200メートルから上流域
- (ヘ) 江尻川 行橋市大字辰下、常磐橋下流橋側橋台角から上流域
- (ト) 長峡川 京都郡苅田町小波瀬川との合流点から上流域
- (チ) 竹馬川 北九州市小倉南区沼南町、新開橋下流に設置された防潮水門から上流域
- (コ) 宇島港泊地（一部航路を含む。）
- (ク) 苅田町二号地（埋立地）の沖側 200メートル及び南東側 100メートルの区域
- (ケ) 苅田港泊地（一部航路を含む。）
- (コ) 苅田港第二南防波堤築堤予定区域
- (セ) 苅田町松山工業用地（埋立地）の周囲 100メートルの区域
- (ソ) 苅田町新松山地区埋立予定地
- (タ) 旧曾根河口湖建設予定地
- (チ) 土砂処分場（北九州市及び苅田町沖）の周囲 100メートルの区域
- (ツ) 次の表のイからヨまでの項に掲げる点及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域

イ	基点第12号から真方位54度50分	2,745メートルの点
ロ	基点第12号から真方位18度35分	5,230メートルの点

ハ	基点第 12 号から真方位 27 度 20 分	5,765 メートルの点
ニ	基点第 12 号から真方位 25 度 25 分	6,040 メートルの点
ホ	基点第 12 号から真方位 29 度 05 分	6,340 メートルの点
ヘ	基点第 12 号から真方位 31 度 05 分	6,080 メートルの点
ト	基点第 12 号から真方位 33 度 55 分	6,355 メートルの点
チ	基点第 12 号から真方位 37 度 10 分	6,005 メートルの点
リ	基点第 12 号から真方位 38 度 45 分	5,960 メートルの点
ヌ	基点第 12 号から真方位 40 度 55 分	5,665 メートルの点
ル	基点第 12 号から真方位 81 度 55 分	4,380 メートルの点
ヲ	基点第 12 号から真方位 82 度 05 分	3,980 メートルの点
ワ	基点第 12 号から真方位 56 度 15 分	4,360 メートルの点
カ	基点第 12 号から真方位 48 度 35 分	3,385 メートルの点
コ	基点第 12 号から真方位 58 度 00 分	3,110 メートルの点

- (イ) 北九州空港連絡橋の周囲 100 メートルの区域（橋下を含む。）
- (ロ) 新門司臨海工業用地埋立予定地及び泊地（一部航路を含む。）
- (ハ) 田野浦埠頭の周囲 50 メートルの区域及び泊地
- (ニ) 太刀浦埠頭の周囲 50 メートルの区域及び泊地
- (ホ) 行橋市大字稲童字浜字豊午塚及び高島地先の私有地
- (ヘ) 関門港法定航路（平成 13 年 9 月 10 日以降に変更された航路を除く。）

基点第 2 号 北九州市門司区大字大久保、田野浦港埠頭西側から 11 番目の繁船柱から東へ 70 センチメートルのところに設定した標識

基点第 12 号 京都郡苅田町鳥越町 10 番地 1 号地先の護岸に設定された 1 級基準点（京都郡苅田町松山地区工業用地旧北角に設定した標識）

基点第 29 号 基点第 32 号から 296 度 20 分 160 メートルの点（築上郡吉富町大字小祝字京泊護岸土木標石柱跡）

基点第 30 号 福岡、大分両県境山国川山国橋の中央点（福岡及び大分両県の境界標識）

基点第 31 号 山国川山国橋の左岸（福岡県側）下流側の欄干の先端（親柱）

基点第 32 号 大分県中津市小祝漁港の旧突端の先端（灯台跡）

(イ) 基点第 29 号と基点第 32 号を結んだ直線上の中央点

(ロ) イから真方位 6 度 15 分 18,000 メートルの点

(ハ) 行橋市大字蓑島頂上から山口県山陽小野田市本山岬南端を見通した線の中央点

(ニ) 北九州市門司区網の崎突端から山陽小野田市本山岬南端を見通した線の中央点

(ホ) 北九州市門司区部崎灯台から山口県山陽小野田市旧宮崎鼻南端（北緯 33 度 59 分 42 秒、東経 131 度 8 分 1 秒）を見通した線の中央点

(ヘ) 北九州市門司区部崎灯台から山口県下関市満珠島灯台を見通した線の中央点

- (ト) 北九州市門司区部崎灯台から真方位 310 度 28 分、2,975 メートルの点
 - (チ) 基点第 2 号から真方位 7 度 30 分の線と、(ト)と(リ)を結んだ直線との交点
 - (リ) 北九州市門司区門司崎灯台から山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した線の中央点
- (4) 関係地区 北九州市門司区田野浦、同区庄司町、同区東門司、同区東本町、同区太刀浦海岸、同区柄杓田、同区柄杓田町、同区喜多久、同区今津、同区畑、同区恒見、同区恒見町、同区吉志、同市小倉南区吉田、同区下吉田、同区上吉田、同区曾根新田、同区曾根新田北、同区曾根新田南、京都郡苅田町、行橋市蓑島、同市沓尾、同市元永、同市今井、同市金屋、同市長井、同市稲童、豊前市松江、同市高田、同市八屋、同市宇島、同市赤熊、同市沓川、築上郡築上町東八田、同町西八田、同町湊、同町宇留津、同郡吉富町小犬丸及び同町小祝
- (5) 制限又は条件 雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網丈 2 メートル以上のものを使用してはならない。
- (6) 存続期間 平成 25 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

2

- (1) 免許番号 豊共第 2 号
- (2) 漁業権者 豊前海北部漁業協同組合、北九州市漁業協同組合
- (3) 免許の内容
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	なまこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	うちむらさき漁業	〃
〃	餌むし漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
第 2 種共同漁業	雑魚底刺網漁業	〃
〃	あなごかご漁業	〃
〃	ばいかご漁業	〃

イ 漁場の位置 北九州市門司区門司崎灯台から同市門司区大字大久保基点第 2 号までの地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 1 号、(イ)、(ロ)及び基点第 2 号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる区域を除く。

(7) 田野浦埠頭の周囲 50 メートルの区域及び泊地

(イ) 関門港法定航路

基点第 1 号 北九州市門司区門司崎灯台

基点第 2 号 北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から 11 番目の繫船柱から東へ 70 センチメートルのところに設定した標識

(イ) 基点第 1 号から山口県下関市火の山船舶通航信号所を見通す線の中央点

(ロ) 基点第 2 号から真方位 7 度 30 分 1,300 メートルの点

(4) 関係地区 北九州市門司区旧門司、同区田野浦、同区庄司町、同区東門司、同区東本町及び同区太刀浦海岸

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 25 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

3

(1) 免許番号 豊共第 3 号

(2) 漁業権者 豊前海北部漁業協同組合、北九州東部漁業協同組合、曾根漁業協同組合、苅田町漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	餌むし漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	ゆむし (いい) 漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	もががい漁業	〃
〃	ばかがい (きぬががい) 漁業	〃
〃	しおふき漁業	〃
〃	まてががい漁業	〃
〃	おおのががい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	つめたががい漁業	〃
〃	かがみががい漁業	〃
〃	あおのり (あおさ) 漁業	11 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
第 2 種共同漁業	うなぎ石がま漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	雑魚底刺網漁業	〃
〃	うなぎ柴づけ漁業	5 月 15 日から 10 月 31 日まで
〃	あなごかご漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	うなぎうけ (かご、筒を	〃

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区から京都郡苅田町までの地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 9 号、(イ)、(ロ)及び(ハ)の各点を順次に結んだ直線、間島西側最大高潮時海岸線、次の(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる区域を除く。

(ア) 北九州市小倉南区大字曾根 3302 番地及び 3303 番地 (堤外民有地)

(イ) 貫川 北九州市小倉南区大字曾根新田、新田堰から上流域

基点第 9 号 北九州市小倉南区大字曾根大浜海岸北端に設定した標識

(イ) 基点第 9 号から真方位 125 度 00 分 240 メートルの点

(ロ) 基点第 9 号から真方位 108 度 40 分 1,477 メートルの点

(ハ) 基点第 9 号から真方位 120 度 20 分 1,736 メートルの点

(ニ) 基点第 9 号から真方位 126 度 00 分 1,790 メートルの点

(ホ) 基点第 9 号から真方位 134 度 40 分 2,155 メートルの点

(ヘ) 基点第 9 号から真方位 135 度 30 分 2,187 メートルの点

(ト) 基点第 9 号から真方位 147 度 40 分 3,385 メートルの点

(チ) 北九州市小倉南区大字曾根新田字朽網尻南端に設定した標識

(4) 関係地区 北九州市門司区恒見、同区恒見町、同区吉志、同市小倉南区吉田、同区下吉田、同区上吉田、同区曾根新田、同区曾根新田北、同区曾根新田南及び京都郡苅田町

(5) 制限又は条件 雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網丈 2 メートル以上のものを使用してはならない。

(6) 存続期間 平成 25 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

福岡県豊前海区 共同漁業権漁場図

